

第2号様式(第10条関係)

令和 6年 4月 30日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

島袋 恵祐



令和5年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和5年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和5年度 政務活動費收支報告書

議員名 島袋恵祐

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費	9,200	県政報告会会場使用料
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所費	730,285	事務所家賃、事務所駐車場借料
事務費		
人件費		
合計	739,485	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 1,060,515 円

統一樣式-①

經費区分別支出一覽表

経費区分 広聴広報費

令和5年9月21日

沖縄市老人福祉センター利用許可書

- 沖縄市老人福祉センターかりゆし園
TEL (098) 938-1250 FAX (098) 938-2562
- 沖縄市老人福祉センター寿楽園
TEL (098) 933-5645 FAX (098) 933-0846

NPO法人 友志企画(沖縄市老人福祉センター指定管理者)

次のとおり利用を許可します。

利 用 者 (団体)	住 所	沖縄市宮里1-14-7			
		氏 名	県議会議員島袋恵祐		
<input checked="" type="checkbox"/> かりゆし園 <input type="checkbox"/> 寿 樂 園	<input checked="" type="checkbox"/> ホール <input type="checkbox"/> 教養娯楽室 <input type="checkbox"/> 栄養指導室 <input type="checkbox"/> 昼間	利 用 日 時	令和5年9月23日13時から	小 計	
			令和5年9月23日17時まで	¥ 9200	
			利用者数 50人 冷房 13~17		
			令和 年 月 日 時から		
			令和 年 月 日 時まで		
			利用者数 人 冷房 ~		
			令和 年 月 日 時から		
			令和 年 月 日 時まで		
			利用者数 人 冷房 ~		
			令和 年 月 日 時から		
令和 年 月 日 時まで					
利用者数 人 冷房 ~					
利用目的	議会報告会				

領 収 証 県議会議員島袋恵祐様

NO.09-31

担当

¥ 9200-

但し、施設利用料として正に領收取致しました。

備考

しまぶく恵祐 県議 県政報告会



赤嶺政賢 衆院議員
ヤラ朝博 前衆院議員
もお話しします！

日時 9月23日（土）午後2時～

場所 沖縄市かりゆし園

日本共産党沖縄市委員会 937-5503

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

經費区分 事務所費

統一様式一②

事務所概要申告票

議員名 島袋 恵祐

1. 物件の所在

住所	沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号 島田ビル 101号室
電話番号	098-989-3247

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 貸借事務所
・賃貸借契約先 []
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

島袋 恵祐



賃貸人 氏名

[REDACTED]



住所

[REDACTED]

統一様式-③

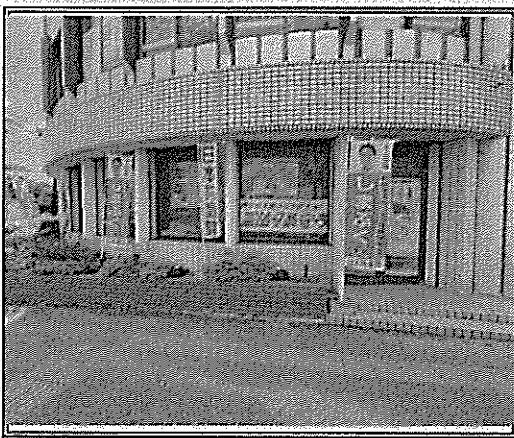
事務所費充当状況申告票

議員名 島袋 恵祐

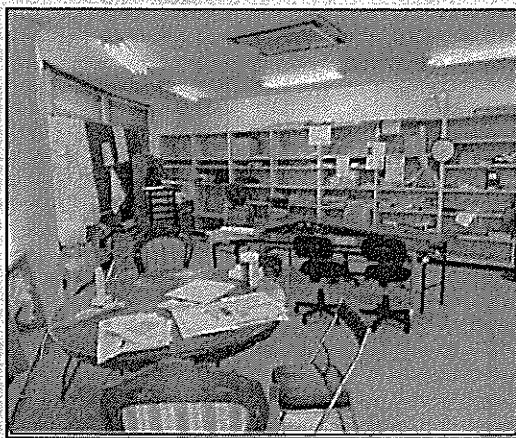
1. 事務所の状況

住所	沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号 島田ビル 101号室
----	----------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	6/7
------	-----

充当割合の説明 :

当該事務所は通常政務活動で使用しているが、政党活動や後援会活動での使用があるため、按分割合を6/7で充当している。

(関係経費)

家賃(月額)	61,000 円
その他	円

(充当額)

家賃(月額)	52,285 円
その他	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

島袋 恵祐



事務所費

建物賃貸借契約書

事務所用

契約期間

自 平成 31年 3月 1日

至 平成 33年 2月 28日

物件名 島田ビル 101号室

賃貸人 [REDACTED]

賃借人 島袋 恵祐

公益
社団法人 沖縄県宅地建物取引業協会

事務所費

3—(1) 事業用賃貸借契約書(事務所)

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 島袋 恵祐 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	島田ビル			1階	101号室
	所 在 地	(住居表示) 沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号				
	(登 記 簿)	沖縄県沖縄市高原五丁目 405番地				
	構 造	鉄筋コンクリートブロック造／陸屋根／3階建／全(6)戸				
	種 類	事務所		新築年月	昭和61年10月	
面 積		45.46m ²				
附 属 施 設		なし				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

生活相談所、会議所。

頭書(3) 契約期間

平成 31年 3月 1日 から	平成 33年 2月 28日まで (2 年間)
目的物件の引渡し時期	平成 31年 2月 28日

頭書(4) 費料等

賃 料	月額	60,000円	共益費	月額	1,000円	家 災 保 険 料	2年間	18,500円	
敷 金		120,000円 (賃料 ヶ月)			円	附 属 施 設 料	月額 (内消費税等 円 円)		
保証金		円 (賃料 ヶ月)	償 却						
その他の条件									
貸与する鍵	鍵 No.	表	裏	シャッター入口	・ 窓	南京錠			
	本 数	2本	2本	2本	2本	2本			
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで							
賃料等 の支 払 方 法	□振込	琉球銀行 [REDACTED]	[REDACTED]	有限会社 大里住宅	代表取締役 知念 聰				
	□持参	持参先	有限会社 大里住宅						
	□口座引落	委託会社名	・ 沖縄銀行	・ 琉球銀行	・ 沖縄海邦銀行	・ コザ信用金庫			

※尚、振込み及び自動振替の場合に発生する金融機関の手数料等は、乙の負担とする。

事務所費

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先	(氏名) [REDACTED]
	(携帯) [REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [REDACTED]
	住所 [REDACTED]

管理業者	商号又は名称 有限会社 大里住宅
所在地	沖縄県沖縄市高原5丁目14番11号 TEL 098-938-2628
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	[REDACTED] ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 [REDACTED] (賃貸不動産経営管理士:登録番号 [REDACTED]) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 [REDACTED]
	住所 [REDACTED]

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の事 項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名 [REDACTED]		
		住所 [REDACTED]		
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保 証会社の提供 する保証	家賃債務保 証会社名 する保証	琉球セーフティー 株式会社	
		主たる事務 所の所在地	沖縄県那覇市上之屋1丁目20番9号 富士家オーシャンビル2階	

頭書(8) 更新に関する事項

契約書に基づく

頭書(9) 特約事項

- ※ 貸借人は、入居期間1年未満に契約を解約する場合は、賃貸人に違約金として二ヶ月の賃料相当額を支払うものとする。
- ※ 現在、設置されているクーラーに関して、故障・修理等の費用は乙の負担とする。尚、使用不能になった場合や、修理に多額の費用が発生する場合は甲にて撤去するものとする。

事務所費

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年2月28日

甲・貸主	氏名	[REDACTED]	
	住所	[REDACTED]	
乙・借主	氏名	島袋 恵祐	TEL [REDACTED]
	住所	沖縄県沖縄市古流津森山町43-19 コーナーK301	
連帯保証人	氏名	[REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所	[REDACTED]	

	A		B	
	主たる事務所 所在地・TEL	沖縄県沖縄市高原5丁目14番11号 098-938-2628	主たる事務所 所在地・TEL	
宅地建物取引業者	商号又は名称 代表者の氏名	有限会社 大里住 宅 知念聰	商号又は名称 代表者の氏名	
	免許証番号	沖縄県知事(8)第2025号	免許証番号	大臣 知事()第 号
	免許年月日	平成29年5月1日	免許年月日	平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏名	[REDACTED]	氏名	
	登録番号	(沖縄県)第 [REDACTED]号	登録番号	()第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	有限会社 大里住宅 沖縄県沖縄市高原5丁目14番11号 098-938-2628	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならぬ。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確認)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確認する。

一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
 - 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
 - ~~4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の一ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。~~
 - 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
 - 6 乙は敷金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
 - 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
 - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならぬ。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
 - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

事務所費

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
 - 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別精算手続きの開始
 - 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - 一 第7条の確約に反する事が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
 - 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して1ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、隨時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならぬ。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
 - 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
 - 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
 - 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
 - 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ず立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

- 第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
- 3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記

事務所費

載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

事務所費

賃貸借契約更新の同意書

賃貸人及び賃借人並びに連帯保証人は、下記物件に関する賃貸借契約を更新することにつき、次のとおり同意した。

第1条 契約期間は、令和3年3月1日から令和5年2月28日までとし、旧契約と同一の条件で賃貸借契約を更新する。

第2条 賃借人が旧契約締結の際、差し入れた敷金は更新後の契約の敷金として引き継ぐものとする。

第3条 連帯保証人は、契約更新後も旧契約に引き続き、賃借人と連帯して賃借人の債務を負担するものとする。

2 連帯保証人の負担は以下に記載し、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

極度額	1,464,000 円
-----	-------------

以上のとおり同意したことを証するため、本書2通を作成し、各当事者が記名押印の上、各自1通を保有する。

記

物 件 名 : 島田ビル 101号室

所 在 地 : 沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号

以上

令 和 3 年 2 月 28 日

(賃貸人) 住 所 :

氏 名 :

(賃借人) 住 所 :

氏 名 :

電話番号 :

(連帯保証人) 住 所 :

氏 名 :

印

電話番号 :

極 度 額 :

1,464,000 円

事務所費

(別紙)個人の連帯保証に係る説明書(宅建業者→個人の連帯保証人)

連帯保証に係るご説明

この度下記の賃貸借契約につき、連帯保証をしていただくに際し、連帯保証の内容等についてご説明いたします。内容をご確認のうえ、連帯保証人としてお引き受けいただけますようお願ひいたします。

1 連帯保証とは

賃貸借契約に係る連帯保証とは、借主が賃貸借契約上負うべき債務(家賃の支払、借主が負担すべき原状回復費用、借主が賃貸物件を故意過失により破損した場合の損害賠償など)について、借主様がその支払いをしないときに代わって支払うものです。したがって、借主様がこれらの債務を履行している限りは、連帯保証人様自らがその債務の履行を求められることはございません。また、万が一借主様の過失等による火災等により建物等に損害が生じた場合でも、借主様が保険に加入し、保険金により填補される損害額に関しては、連帯保証人様がその債務の履行を求められることはないことになります。

ただし、借主様がこれらの債務を履行していない場合や、保険に未加入であった場合には、借主様に支払い能力があったり、債務を支払うに足りるだけの価値のある財産があったとしても、貸主様から請求があった場合、連帯保証人様はその請求を拒否することはできないことに注意してください。

2 連帯保証人の責任の範囲

連帯保証人様が負担すべき金額は、借主様が賃貸借契約上負うべき債務の元本(たとえば借主様の滞納家賃の金額そのもの)と、その支払いが遅れたことに伴う利息を合わせたものです。ただし連帯保証人となつていただいた際に貸主と結んだ連帯保証契約に係る書面に記載されている「極度額」を上限とし、極度額を超えた部分については支払い義務を負いません。

3 情報提供について

もし借主様の家賃等の支払状況等を確認したいときは、貸主様にも確認を求めることが出来ます。その場合には管理会社担当者までご連絡ください。

記

連帯保証の対象となる賃貸借契約

物 件 名	所 在 地	沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号		
	建物名・室	島田ビル 101 号室		
貸 主	住 所	[REDACTED]		
	氏 名	[REDACTED]		
借 主	住 所	沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号 島田ビル 101 号室		
	氏 名	島袋 恵祐		
主な契約条件	契 約 期 間	令和3年3月1日 ~ 令和5年2月28日 (2年間)		
	賃 料	月額 60,000 円	駐 車 場 料	月額 一 円
	共 益 費	月額 1,000 円		

私は、連帯保証契約に当たり、本書面の交付を受け、内容を確認いたしました。

令 和 3 年 2 月 28 日

連帯保証人

印

事務所費

事業用情報提供確認書

甲(貸貸人)

様

物 件 名 : 島田ビル

101号室

物件所在地 : 沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号

乙(賃借人)は丙(連帯保証人)に対し、民法465条の10の契約締結時の情報提供義務に基づき、①乙の財産及び収支の状況、②主たる債務(賃料支払債務)以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況、③主たる債務(賃料支払債務)の担保として他に提供し又は提供しようとするものがあるときはその旨及びその内容を、バランスシート、損益計算書等を示しながら正直に丙に情報提供し、丙はそれに基づき乙の債務を連帯保証するものであります。

令和 3年 2月 28日

乙(賃借人)

島袋東祐

丙(連帯保証人)

印

事務所費

賃貸借契約更新の同意書

賃貸人及び賃借人並びに連帯保証人は、下記物件に関する賃貸借契約を更新することにつき、次のとおり同意した。

第1条 契約期間は、令和5年3月1日から令和7年2月28日までとし、旧契約と同一の条件で賃貸借契約を更新する。

第2条 賃借人が旧契約締結の際、差し入れた敷金は更新後の契約の敷金として引き継ぐものとする。

第3条 連帯保証人は、契約更新後も旧契約に引き続き、賃借人と連帯して賃借人の債務を負担するものとする。

2 連帯保証人の負担は以下に記載し、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

極度額	1,464,000 円
-----	-------------

以上のとおり同意したことを証するため、本書2通を作成し、各当事者が記名押印の上、各自1通を保有する。

記

物 件 名 : 島田ビル 101号室
所 在 地 : 沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号

以上

令 和 5 年 2 月 28 日

(賃 貸 人) 住 所 : [REDACTED]
氏 名 : [REDACTED] [REDACTED]

(賃 借 人) 住 所 : 沖縄県沖縄市高原7-36-19 ハト-ゲン江3-D
氏 名 : 島袋更祐
電話番号 : [REDACTED]

(連帯保証人) 住 所 : [REDACTED]
氏 名 : [REDACTED] [REDACTED] 印
電話番号 : [REDACTED]
極 度 額 : 1,464,000 円

事務所費

(別紙)個人の連帯保証に係る説明書(宅建業者→個人の連帯保証人)

連帯保証に係るご説明

この度下記の賃貸借契約につき、連帯保証をしていただくに際し、連帯保証の内容等についてご説明いたします。内容をご確認のうえ、連帯保証人としてお引き受けいただけますようお願ひいたします。

1 連帯保証とは

賃貸借契約に係る連帯保証とは、借主が賃貸借契約上負うべき債務(家賃の支払、借主が負担すべき原状回復費用、借主が賃貸物件を故意過失により破損した場合の損害賠償など)について、借主様がその支払いをしないときに代わって支払うものです。したがって、借主様がこれらの債務を履行している限りは、連帯保証人様自らがその債務の履行を求められることはありません。また、万が一借主様の過失等による火災等により建物等に損害が生じた場合でも、借主様が保険に加入し、保険金により填補される損害額に関しては、連帯保証人様がその債務の履行を求められることはないことになります。

ただし、借主様がこれらの債務を履行していない場合や、保険に未加入であった場合には、借主様に支払い能力があつたり、債務を支払うに足りるだけの価値のある財産があつたとしても、貸主様から請求があった場合、連帯保証人様はその請求を拒否することはできないことに注意してください。

2 連帯保証人の責任の範囲

連帯保証人様が負担すべき金額は、借主様が賃貸借契約上負うべき債務の元本(たとえば借主様の滞納家賃の金額そのもの)と、その支払いが遅れたことに伴う利息を合わせたものです。ただし連帯保証人となつていただいた際に貸主と結んだ連帯保証契約に係る書面に記載されている「極度額」を上限とし、極度額を超えた部分については支払い義務を負いません。

3 情報提供について

もし借主様の家賃等の支払状況等を確認したいときは、貸主様にも確認を求めることができます。その場合には管理会社担当者までご連絡ください。

記

連帯保証の対象となる賃貸借契約

物 件 名	所 在 地	沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号		
	建物名・室	島田ビル 101 号室		
貸 主	住 所	[REDACTED]		
	氏 名	[REDACTED]		
借 主	住 所	沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号		
	氏 名	島袋 恵祐 101 号室		
主な契約条件	契 約 期 間	令和5年3月1日 ~ 令和7年2月28日 (2年間)		
	賃 料	月額 60,000 円	駐 車 場 料	月額 一 円
	共 益 費	月額 1,000 円		

私は、連帯保証契約に当たり、本書面の交付を受け、内容を確認いたしました。

令 和 5 年 2 月 28 日

連帯保証人

[REDACTED]印

事務所費

事業用情報提供確認書

甲(賃貸人)

様

物件名：島田ビル

101号室

物件所在地：沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号

乙(賃借人)は丙(連帯保証人)に対し、民法465条の10の契約締結時の情報提供義務に基づき、①乙の財産及び収支の状況、②主たる債務(賃料支払債務)以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況、③主たる債務(賃料支払債務)の担保として他に提供し又は提供しようとするものがあるときはその旨及びその内容を、バランスシート、損益計算書等を示しながら正直に丙に情報提供し、丙はそれに基づき乙の債務を連帯保証するものであります。

令和5年2月28日

乙(賃借人)

鳥谷更祐

丙(連帯保証人)

印

事務所費

政務活動以外の活用もあり7分の6充当した。

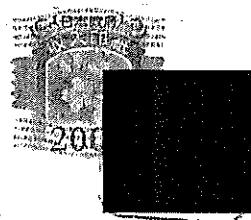
領 収 証

島袋恵祐様

R5年3月31日

下記のとおり領収いたしました (島田ビル101)

合計金額 ★ ￥732,000-



但し、家賃・共益費として

(R5.4月～R6.3月分) ￥61,000×12ヶ月分

沖縄市高原5丁目14番11号

有限会社 大里住室

代表取締役 知念

TEL (098) 938-2628

FAX (098) 938-7319

取扱者

駐車場賃貸借契約書

物件名 : Parking M

(19) (20) (21) (22) (23) (24)

鳥袋様

駐車場賃貸借契約書

賃貸人 島袋忠介 と賃借人 島袋忠介 の間に、次のとおり
駐車場の賃貸借契約を締結します。

第1条 (目的および駐車場の表示) 賃貸人は次の場所の駐車場を貸し、賃借人は
次の自動車の駐車に使用するためこれを賃借します。

(1) 駐車場の名称 Parking M

所在地 沖縄市高原五丁目637番9

駐車番号 19番・20番・21番・22番・~~23番~~

(2) 自動車台数 5台 4台

車種・色

車両番号

5,000円

第2条 (料金) 賃借料は1台につき、壱か月金 5,000円 也とし、賃借人は毎
月末日までに翌付分を支払うものとします。この賃借料は月額の賃
借料を日割りした金額とします。

第3条 (期間) 賃貸借期間は令和1年5月1日より令和2年4月30日までの1年
間とします。ただし、当事者間で予め更新の合意が成立したときには契約を
更新します。

第4条 (利用方法) 賃借人は駐車に関し賃貸人の定める方法に従うものとし、他人
に迷惑をかけないように駐車場を利用しなければなりません。

第5条 (賠償義務) 賃借人またはその関係者が駐車場の建造物または、施設および
他人の自動車に損害を与えたときには、賃借人はすみやかに損害賠償をする
ものとします。

第6条 (解除約款) 賃借人が次の場合の壱に該当したときには賃貸人は催告をしな
いで直ちに本契約を解除することができます。

- (1) 賃借料を貰か月以上支払いを怠ったとき。
- (2) 賃借人が駐車場所を転貸したとき。
- (3) 他の契約者に著しく迷惑となる行為をしたとき。
- (4) その他この契約の項目の壱に違反したとき。

事務所費

第7条 (損害負担) 貸借人は賃借人の駐車場利用に関し賃借人の受けた損害について責任を負わないものとします。駐車場内でのトラブル・事故等につきましては各自、自己負担となります。

第8条 (解約) 賃借人は毫か月以前に予告すれば本契約を解約できるものとします。ただし、賃借人は予告に代え賃借料毫か月分相当額の金員を支払って即時に解約できるものします。

第9条 (返還義務) 賃借人は本契約終了後直ちに自動車を移動して駐車場を明渡さなければならず、賃借人が本契約終了後明渡をなさないときは、賃借人は本契約終了の翌日より明渡完了まで賃借料相当額の損害金を支払わなければなりません。
なお、賃借人が本契約終了後自動車を残置するときは、貸借人は賃借人の費用でこれを適宜処分することができるものとします。この場合、賃借人は異議申し立てをしないものとします。

第10条 (保証金) 本契約締結の際、貸借人は1台につき、保証金として金4,500円を賃借人から受領致しました。この保証金は、本契約終了後明渡を完了した場合に返還することとし、延滞賃借料その他賃借人の債務があるときはこれを差し引いてその残額を返還するものとし、利息はつけないものとします。

第11条 (合意管轄) この契約に関する紛争については、貸借人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第12条 (特約事項)

- ・貸借人の都合で土地の契約解除を申し出る場合は、参か月前に賃借人に予告しなければならない。
- ・貸借人の都合による解約を申し出る場合でも、賃借人は貸借人に対して損害賠償、立ち退き料等の請求は一切できないものとします。
- ・貸借人は賃借人に対し駐車場の配置の変更を求めるものとする。この場合、賃借人は賃貸人へ協力しなければならない。
- ・賃借人は車庫証明発行の請求を行う際は、貸借人へ保証金として金30,000円を預け入れ、事務手数料として金3,000円を支払うものとする。ただし、この保証金には利息は付かないものとする。貸借人は賃借

事務所費

人が抹消手続きを完了した場合は保証金を全額賃借人へ返還するものとする。

賃借人は本契約解約後、2週間以内に車庫証明の抹消手続きを完了しなければならない。万が一、2週間以内に抹消手続きを完了できない場合は、本保証金の返還請求権を失う。

前条項のとおり契約が成立しましたので、本契約書2通を作成し、各自署名捺印のうえ各壱通を所持します。

令和 1年 4月 30日

賃貸人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] [REDACTED]

賃借人 住所 沖縄市守衡洋陵山町43-19 コ-トムケ3-1

氏名 矢袋忠祐

宅地建物取引業者	免許番号	沖縄県知事 [REDACTED]
	住 所	沖縄市高原5丁目14番11号
	商 号	有限会社 大里住宅
	代表者	代表取締役 知念聰

事務所費

事務所費

政務活動以外の活用もあり7分の6充当した。

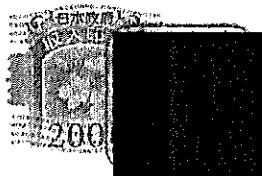
領 収 証

島袋恵祐 様

R5年3月31日

下記のとおり領収いたしました (parking M)

合計金額 ★ ¥120,000 -



但し、R5.4月分～R5.9月分 駐車料金と(7
(¥120,000×6ヶ月分)

沖縄市高原5丁目14番11号

有限会社 大里住

代表取締役 知念

TEL (098) 938-26

FAX (098) 938-7315

取扱者